

京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第39号）（産業観光局農林部農業計画課）

京北町の区域の編入により、京北町農業委員会が置かれている区域に、京都市京北農業委員会（以下「委員会」といいます。）を設置することに伴い、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、委員会の選挙による委員の定数を11人と定めることとしました。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行し、平成18年11月1日限り、その効力を失うこととしました。

京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第39号

京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、京都市京北農業委員会の選挙による委員の定数は、11人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成18年11月1日限り、その効力を失う。

(産業観光局農林部農業計画課)